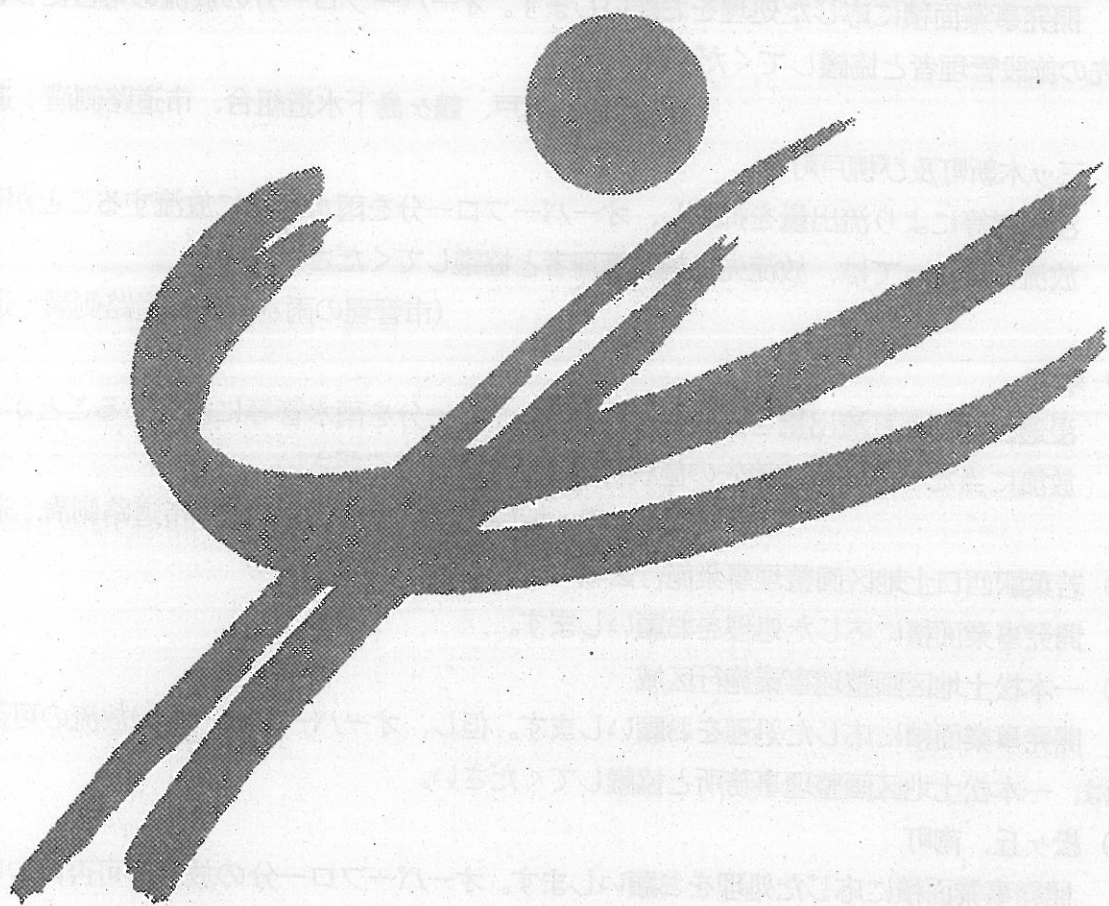


開発事業における雨水対策



鶴ヶ島市

都市整備部 都市計画課 開発建築担当

〒350-2292

埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木16-1

電話 049-271-1111

FAX 049-271-1190

鶴ヶ島市内での開発事業における雨水対策方法について

鶴ヶ島市においては、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為と、建築基準法による建築物を建築する行為を「開発事業」と位置付け、雨水の開発事業区域内での地下浸透処理を指導しているところであります。

なお、本市においては、開発事業区域の面積と地域に応じて必要最低限の処理方法等を指導していますが、できる限り雨水の流出抑制に努めてくださるようお願いいたします。

1 鶴ヶ島市内の地域に応じた雨水処理方法

(1) 脚折町及び富士見地内

開発事業面積に応じた処理をお願いします。オーバーフロー分の放流の可否については、放流先の施設管理者と協議してください。

(雨水管：坂戸、鶴ヶ島下水道組合、市道路側溝：道路建設課)

(2) 三ツ木新町及び柳戸町

浸透枿等により流出量を抑制し、オーバーフロー分を雨水管等に放流することが可能です。放流に当たっては、放流先の施設管理者と協議してください。

(市管理の雨水管及び道路側溝：道路建設課)

(3) 新町

浸透枿等により流出量を抑制し、オーバーフロー分を雨水管等に放流することが可能です。放流に当たっては、放流先の施設管理者と協議してください。

(雨水管：坂戸、鶴ヶ島下水道組合、市道路側溝：道路建設課)

(4) 若葉駅西口土地区画整理事業施行区域

開発事業面積に応じた処理をお願いします。

(5) 一本松土地区画整理事業施行区域

開発事業面積に応じた処理をお願いします。但し、オーバーフロー分の放流の可否等については、一本松土地区画整理事務所と協議してください。

(6) 松ヶ丘、南町

開発事業面積に応じた処理をお願いします。オーバーフロー分の放流の可否については、川越市下水道工務課と協議してください。

(7) その他

開発事業面積に応じた処理をお願いします。なお、放流先がある場合には、放流先の施設管理者とオーバーフロー分の放流の可否について協議してください。

2 開発事業面積に応じた雨水の処理方法

(1) 開発事業面積が1,000㎡未満の場合

屋根等の雨水を浸透枿等の浸透施設により、開発事業区域内で処理してください。建築物の用途を限定しておらず、流出抑制上の計算式等も求めています。

(2) 開発事業面積が1,000㎡以上10,000㎡未満の場合

雨水流出抑制計算式(浸透式)に基づき、必要な浸透施設(主に浸透トレンチ方式)の設置をお願いします。

なお、開発事業面積が10,000㎡未満の戸建て住宅の場合に限り、屋根等の雨水を浸透枳等により、開発事業区域内で処理することでやむを得ないこととしています。

(3) 開発事業面積が10,000㎡以上の場合

埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づく許可等の手続きが必要となる場合があるので、事前に埼玉県県土整備部河川砂防課に御相談くださるようお願いいたします。

なお、同条例に基づく本市における雨水流出抑制施設の調整容量は、950m³/haです。

3 開発事業区域外への雨水流出防止策

- (1) 開発事業区域内のアスファルト舗装については、道路等を除き、浸透性のものにするよう努めてください。
- (2) 戸建て住宅以外については、開発事業区域内の車両等の出入口部分にグレーチング付U字側溝を設置し、雨水を集水して浸透させるよう努めてください。
- (3) 開発事業区域の外周にブロックを設置したり勾配をつけるなどして、開発事業区域外に雨水が排出されないよう努めてください。

4 雨水浸透施設の設置に際しての注意事項

浸透により法面や擁壁の安全性が損なわれることのないよう、原則として法面付近は浸透施設を設けることはできません。

また、浸透能力が期待できる土地であっても、雨水の地下浸透によって安全性が損なわれる区域は避け、地下水位が高い区域では貯留施設への代替が必要と思われます。

5 開発許可に係る雨水処理の基準

開発許可に係る排水施設等の基準に関しては、都市計画法施行令第26条において定められています。

政令第26条 法第33条第2項に規定する技術的細目のうち、同条第1項第3号に関するものは、次に掲げるものとする。

二 開発区域内の排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、開発区域内の下水を有効かつ適切に排出できるように、下水道、排水路その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続していること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。

本号では、開発区域内の排水施設が、下水道、河川などに接続し、放流できることを規定していますが、放流先の排水能力等により公共施設管理者の同意が得られない場合等については、その他の適当な施設を設けることをやむを得ないこととしております。

公共下水道の未整備地域にあつては、一般的な放流先は道路側溝等であるものの、道路側溝は道路雨水の排水を主目的としていることから、開発区域内の雨水の放流について道路管理者の同意が困難な状況であります。よつて、下水道等への放流が困難な場合には、次の「都市計画法施行令第26条第2号審査基準」により判断することとします。

＜審査基準＞

都市計画法施行令第26条第2号審査基準

1 公共水域への接続箇所の構造

排水施設が放流先の河川、水路等と接続する箇所は、護岸施設及び河床等、既存の施設の機能を損なわない構造であること。

2 「その他の排水施設」として設ける雨水の浸透施設

政令第26条第2号に規定する「その他の排水施設」として浸透施設を設け、雨水の浸透処理を行う場合は、次の各号に適合するように設計されていなければならない。

(1) 開発区域の周辺の状況及び河川、水路等の配置状況により公共水域に排水施設を接続することが困難と認められる場合であること。

(2) 浸透施設の設置場所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年7月1日法律第57号）第3条で指定された急傾斜地崩壊危険区域、地すべり等防止法（昭和33年3月31日法律第30号）第3条で指定された地すべり防止区域でないこと。

(3) 浸透施設は、雨水を地下に浸透させることにより、法面、擁壁等の安全性が損なわれるおそれがなく、かつ、周辺の居住及び自然環境を害するおそれがないよう設計されていること。

(4) 浸透施設については、次のいずれかの場合を除き、(5)の計算式に基づき必要とされる浸透面積を有する浸透トレンチ等を設置するものとする。但し、浸透施設製造メーカーによる設計により、 $500\text{m}^3/\text{ha}$ の対策基準を満たせる浸透能力、又は貯留量を有する雨水流出抑制施設の設置を妨げるものではない。

ア 開発区域の面積が1ヘクタール未満で主たる予定建築物の用途が戸建て住宅である場合

イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合。

(5) 浸透トレンチの必要な規模は、計画水深に応じた浸透係数に開発面積（ ha ）を乗じて得た浸透面積から浸透柵の底面積を控除し、浸透トレンチ幅で除した長さ以上の浸透トレンチを設置するものとする。（詳細については、次項を参照）

計画水深が1.0mの場合 $334 \times \text{開発面積} (\text{ha}) = \text{必要な浸透面積}$

計画水深が1.3mの場合 $257 \times \text{開発面積} (\text{ha}) = \text{必要な浸透面積}$

3 雨水の流出抑制

開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合は、開発区域内において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設（流出抑制施設）の設置について埼玉県と協議するものとする。

6 施設規模 (浸透トレンチ) の求め方

透水トレンチの規模は次の手順で求めます。

ア. 計画水深を決定する。

計画水深は $1.0m$ または $1.3m$ とします。

イ. 浸透面積を求める。

計画水深が $1.0m$ の場合 $334 \times \text{開発面積} (ha)$

計画水深が $1.3m$ の場合 $257 \times \text{開発面積} (ha)$

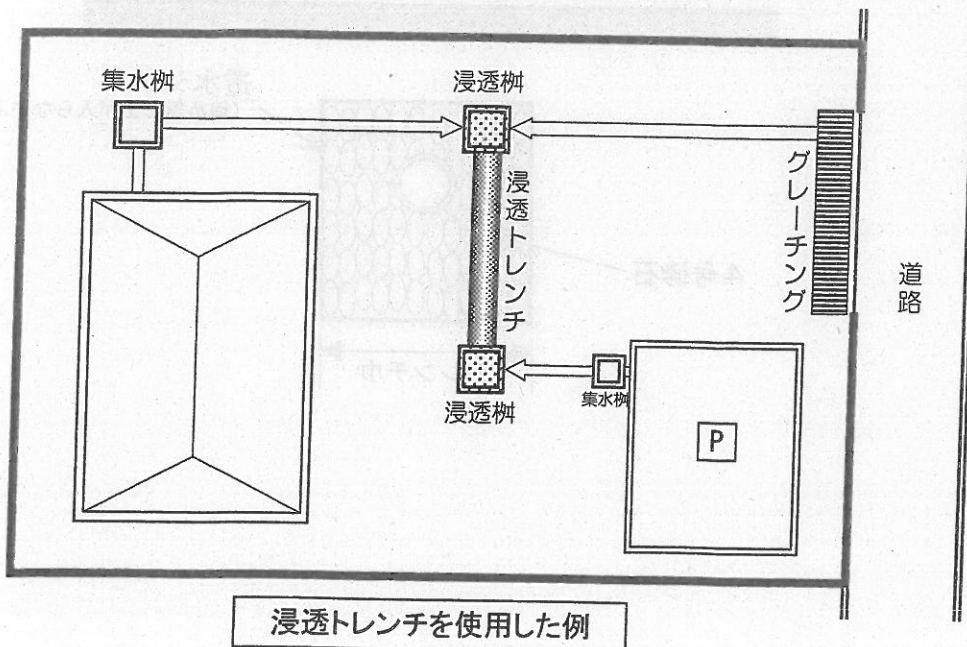
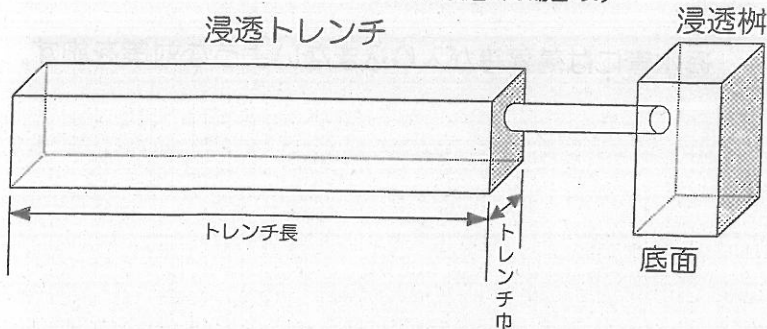
ウ. 浸透トレンチの幅を決定する。

トレンチ幅は $0.5m \sim 2.0m$ の範囲とします。

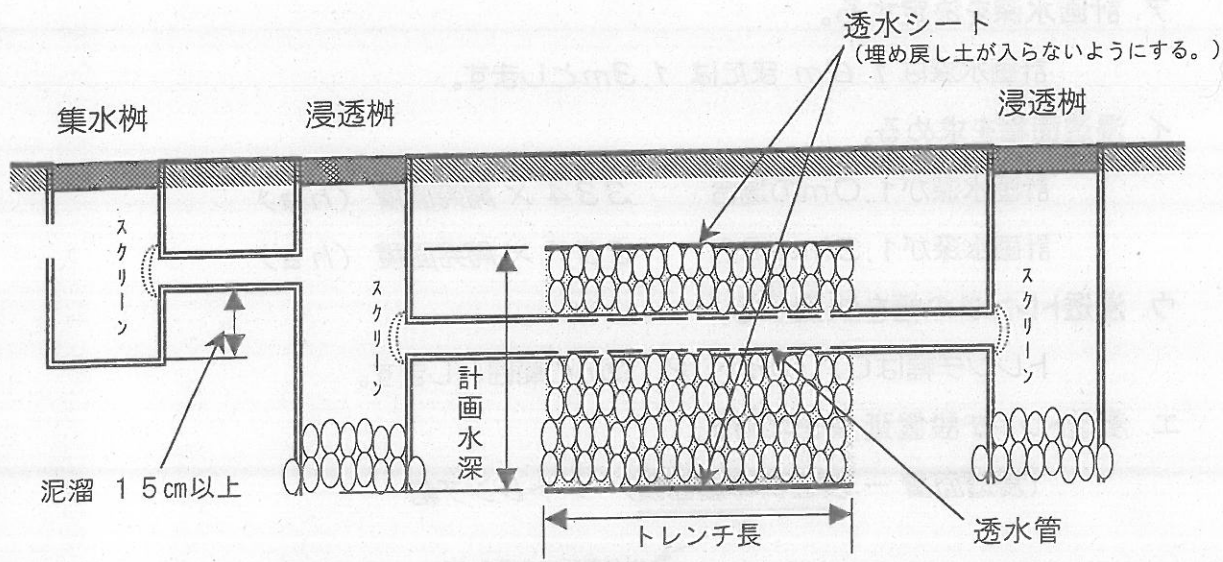
エ. 浸透トレンチ設置延長を求める。

$$\frac{(\text{浸透面積} - \text{浸透樹の底面積})}{\text{トレンチ幅}}$$

樹が浸透式の場合のみ



浸透トレンチ標準断面図



透水管には落葉等が入り込まないように対策を施す。

